

(秋提案)募集期間:平成27年10月6日(火)~10月30日(金)

提案主体の氏名又は団体名	提案名	事業の実施場所	具体的な事業の実施内容	事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容
山口県 (ロボットタクシーに係る追加共同提案者) 周防大島町ロボットタクシー(株)	地域資源を活用した新たなビジネス創出特区 “「小さな拠点の活性化、雇用創出、新たなエネルギー活用」のための総合改革拠点”	山口県内(ロボットタクシーについては周防大島町内)	日常生活支援機能等を拠点化した基幹的集落を中心とするネットワーク圏を形成し、近隣の中心都市と連携しながら、地域産業振興と人口定住促進を図る山口版「小さな拠点」となる「やまぐち元気生活圏」を支え、活力を与えるため、地域資源を活用した新たなビジネスを創出・誘致するとともに、近未来技術を活用したロボットタクシーの実証実験、住民の日常生活を支える交通手段等の確保とビジネスモデルの構築を図る。 また、山口県オリジナルの支援スキームのもと、中山間地域等における女性の創業を促進するとともに、新たなビジネス創出の主役となる中小ベンチャー企業の事業承継を独自の手法で円滑化する。 さらに、高純度で日本有数の生成量を誇る副生水素を活用した新たな産業創出と地域づくりを進め、先進的なモデルを構築し、全国への水平展開により水素エネルギー社会の加速化につなげていく。(詳細は別紙) 【近未来技術を活用した中山間地域を支える交通手段の確保と産業化】 ○自動運転技術によるロボットタクシーの実証実験と運用	・元気生活圏の基幹的集落と周辺集落との生活交通の確保 ・高齢者の生活を支える生活物資の配送手段の確保 ・山口県発の中山間地域生活交通モデルの全国への水平展開	現在の道路交通法は人が運転席に座って運転することを前提に制定されており、現状では無人走行車両の実証実験は不可能	道路交通法第70条 道路交通法第77条 道路法第33条	道路交通法の特例、緩和、若しくは道路法の占有制度、道路交通法の使用許可制度の拡充により、公道での無人走行車両の実証実験を可能とする。安全面においては、レベル3の実証実験で十分な安全性を確保したうえで①乗客が操作可能な緊急停止ボタンを設置すること②緊急時に対応できるよう遠隔操作機能を設置することを事業者が義務付ける。
					現在の道路交通法は人が運転席に座って運転することを前提に制定されており、現状では無人走行車両の運用は不可能	道路交通法第70条	道路交通法の特例、緩和により、無人走行車両によるロボットタクシーの運用を可能とする。安全面においては、レベル3の実証実験で十分な安全性を確保したうえで①乗客が操作可能な緊急停止ボタンを設置すること②緊急時に対応できるよう遠隔操作機能を設置することを事業者が義務付ける。
					現行道路運送法では、一般乗用旅客自動車の貨物輸送は認められておらず。通常のタクシーはもとより、ロボットタクシーによる生活物資等の配送は不可能。	道路運送法第82条	道路運送法の特例、緩和により、無人走行のロボットタクシーによる生活物資等の配送を可能にする。安全面においては、レベル3の実証実験で十分な安全性を確保したうえで①乗客が操作可能な緊急停止ボタンを設置すること②緊急時に対応できるよう遠隔操作機能を設置することを事業者が義務付ける。
					現行の道路運送車両法では「ハンドルなし・アクセルなし」の車両での実証実験及び運用は不可能	道路運送車両法第41条	道路運送車両法の特例、緩和により、「ハンドルなし・アクセルなし」の車両による公道での実証実験及び運用を可能にする。安全面においては、レベル3の実証実験で十分な安全性を確保したうえで①乗客が操作可能な緊急停止ボタンを設置すること②緊急時に対応できるよう遠隔操作機能を設置することを事業者が義務付ける。

(秋提案)募集期間:平成27年10月6日(火)~10月30日(金)

提案主体の氏名又は団体名	提案名	事業の実施場所	具体的な事業の実施内容	事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容
山口県	地域資源を活用した新たなビジネス創出特区 “「小さな拠点の活性化、雇用創出、新たなエネルギー活用」のための総合改革拠点”	山口県内	【中山間地域の未利用資源を活用したビジネスの創出】 ○中山間地域の基幹産業である農業分野の新たなビジネス展開の促進 ○中山間地域の資源や特性を活かした付加価値の高いツーリズムによる交流ビジネスの創出 ○元気生活圏を支える地域コミュニティ組織等によるビジネスの創出	○ 中山間地域の基幹産業である農業分野の新たなビジネス展開の促進 ・ 集落営農法人の収益拡大を通じた雇用力の強化 ・ 地域住民の日常生活環境整備の促進 ○ 中山間地域の資源や特性を活かした付加価値の高いツーリズムによる交流ビジネスの創出 ・ 小さなヘルスケアビジネスモデルの創出 ・ 湯治客の長期滞在化による経済効果の拡大や、観光客や住民向けの健康づくりの促進 ・ 交流人口の拡大 ○ 元気生活圏を支える 地域コミュニティ組織等によるビジネスの創出 ・ 生活圏における基幹的集落の運営・経営を行う地域コミュニティ組織の育成 ・ 持続可能な活動のための運営基盤の強化による住民主体の課題の解決促進 ・ 空き家利活用の促進 ・ 移住の促進	農事組合法人が実施できる事業は、農業協同組合法により、農業関連事業に限定	農業協同組合法第72条の8	農業協同組合法の特例により生活支援サービスの提供を実施可能な付帯事業とする。
					農家レストランは農用区域内においては、農地転用許可の制限等により設置困難	農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号	集落営農法人や地域コミュニティ組織が地域で生産される農畜産物等の提供をおこなう農家レストランについて、農用区域内に設置できるよう要件緩和する。
					地域コミュニティ組織や農事組合法人については、旅館業法の特例が非適用となるため、客室面積33㎡未満の農林漁家民宿の開業不可	旅館業法第3条第2項	法人化している地域コミュニティ組織等が運営する場合は、旅館業法の特例を適用する。
					受入地域協議会や地域コミュニティ組織等が、体験型旅行に係る企画募集や、宿泊、交通の手配を行う場合、旅行業者の登録が必要となり、旅行業務取扱管理者設置や営業保証金の供託などを行わなければならない。	旅行業法第3条、第7条	法人化している地域コミュニティ組織等が、当該組織の構成員である宿泊業者や旅客自動車運送事業者の宿泊施設、運送機関を利用した少人数の体験型旅行の企画募集等を行う場合は、 ①旅行業法の適用除外とする。 又は ②旅行業法における下記事項については、適用除外とする。 ・ 旅行業務取扱管理者の設置要件 ・ 基準財産要件 ・ 営業保証金の供託
					移住促進による地域活性化を推進する地域コミュニティ組織等が、暮らし体験ツアーを企画募集する場合、旅行業者の登録が必要となり、旅行業務取扱管理者設置や営業保証金の供託などを行わなければならない。	旅行業法第3条、第7条	法人化している地域コミュニティ組織等が、移住促進を目的として行う暮らし体験ツアー等の企画募集等を行う場合は、 ①旅行業法の適用除外とする。 又は ②旅行業法における下記事項については、適用除外とする。 ・ 旅行業務取扱管理者の設置要件 ・ 基準財産要件 ・ 営業保証金の供託
					地域経営を行おうとする地域コミュニティ組織がNPO法人化する場合、認証までに時間がかかる。	特定非営利活動促進法第10条第2項	地域コミュニティ組織等がNPO法人化する場合について、設立認証申請時の縦覧期間を短縮

(秋提案)募集期間:平成27年10月6日(火)~10月30日(金)

提案主体の氏名又は団体名	提案名	事業の実施場所	具体的な事業の実施内容	事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容
山口県	地域資源を活用した新たなビジネス創出特区 “「小さな拠点の活性化、雇用創出、新たなエネルギー活用」のための総合改革拠点”	山口県内	【中山間地域の資源を活用したビジネス誘致】 ○中山間地域へのビジネス誘致による移住者と雇用の創出	<ul style="list-style-type: none"> ・若者を中心とするUJIターン者の増加 ・若者や女性の雇用の場の創出 ・テレワーク等の新しい働き方の普及・浸透を通じた若者・女性の定住 ・多様な人材の交流による新たな事業・サービスの創出 ・廃校や古民家などの遊休施設の利活用の促進 ・新しい集落活性化モデルの構築 	国の補助金等を活用して建設された廃校等の公共施設を誘致事業者の利用に供する際には、補助金等適正化法に基づき、転用の手続きやこれに伴う補助金の返還などが必要となることが多い	補助金適正化法第22条	市町と地域コミュニティ組織等の合意の下に作成された地域の将来計画等に遊休公共施設の活用方針が明確に位置づけられている場合は、補助金適正化法の特例により、転用の制限緩和や手続きの簡素化を図る。
					サテライトオフィスの誘致活動を行うために、首都圏と山口県内の両方で活動を行うNPO法人を設立することとしているが、認証までに時間がかかる。	特定非営利活動促進法第10条第2項	地域コミュニティ組織等がNPO法人化する場合について、設立認証申請時の縦覧期間を短縮
					誘致活動を行うNPO法人が、視察ツアー等の企画募集する場合、旅行業者の登録が必要となり、旅行業務取扱管理者設置や営業保証金の供託などを行わなければならない。	旅行業法第3条、第7条	誘致活動を行うNPO法人が視察ツアー等の企画募集等を行う場合は、 ①旅行業法の適用除外とする。又は ②旅行業法における下記事項については、適用除外とする。 ・旅行業務取扱管理者の設置要件 ・基準財産要件 ・営業保証金の供託
					銀行法による金融機関が一般事業会社の議決権の5%を超えて取得し、又は保有することの禁止規定(5%ルール)があることにより、金融機関の出資に制約	銀行法第16条の3	銀行法の特例により、現行の議決権の取得の制限を緩和(創業支援会社について、「特定子会社」等と同様の取扱いとする)
山口県	地域資源を活用した新たなビジネス創出特区 “「小さな拠点の活性化、雇用創出、新たなエネルギー活用」のための総合改革拠点”	山口県内	【女性創業によるビジネスの創出】 ○金融機関の女性創業応援会社への参画促進 ○女性創業支援会社の円滑な事業運営 ○女性の「農家レストラン」「農家民宿」の開業の促進 ○女性の「農家レストラン」「農家民宿」の開業の促進 ・女性の活躍促進 ・ビジネスモデルの多様化(隣接農地で採れた野菜を活用した食の提供等) ・女性の農業参入を通じた、「半農半X型」定住・移住の促進	女性創業支援会社が委託を行う際に、事業によっては、必要な免許や許可等を女性創業支援会社が取得することが必要な場合や法人登記の「目的」に当該事業の記載が必要な場合がある	食品衛生法第52条 酒税法第9条 等	インキュベーション支援という設立趣旨から、実質的な事業執行主体である受託者が免許や許可等を取得すれば足りるというみなし規定の適用	
				農家レストランは、農用地区域内においては、農地転用許可の制限等により創業困難	農業振興地域の整備に関する法律第3条第4号	地域で生産される農畜産物等の提供をおこなう農家レストランについて、農用地区域に設置できるよう要件緩和する。	
山口県	地域資源を活用した新たなビジネス創出特区 “「小さな拠点の活性化、雇用創出、新たなエネルギー活用」のための総合改革拠点”	山口県内	【新たなビジネス創出の主役となる中小・ベンチャー企業の事業承継促進】 ○証券会社による第三者割当増資の引き受けによる円滑な事業承継促進	<ul style="list-style-type: none"> ・経営者の世代交代を促進し、若手経営者の思い切った経営革新により、新たなビジネス創出や経営革新を促進 ・事業継承不安を解消することにより、新たなビジネス創出のための投資を促進 	中小企業投資育成会社だけに限定されているため、身近な地域において制度活用を可能とすることが必要	中小企業投資育成株式会社法	中小企業投資育成株式会社法の直接改正とはならないが、同法の適用を受けている3会社のみ認められている引受株価算定方式を、友好保有等一定の条件の下に一般の証券会社に適用

(秋提案)募集期間:平成27年10月6日(火)~10月30日(金)

提案主体の氏名又は団体名	提案名	事業の実施場所	具体的な事業の実施内容	事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容
山口県 (以下水素関係の提案に係る共同提案者) 周南市 (株)トクヤマ徳山製造所 東ソー(株)南陽事業所 出光興産(株)徳山事業所 (株)トクヤマロジスティクス 長府工産(株)	地域資源を活用した新たなビジネス創出特区 “「小さな拠点の活性化、雇用創出、新たなエネルギー活用」のための総合改革拠点”	山口県内	【副生水素の利活用による新たな産業創出と地域づくり、先進的モデルの形成】 【水素エネルギー社会の加速化】 ○高純度副生水素の回収及びコンビナート間の融通 ○水素を地域に供給・利活用するためのパイプラインの設置 ○「純水素型燃料電池システム」に組み込まれる「純水素ボイラー型貯湯ユニット」の開発 ○燃料電池フォークリフトの利用促進 ○液化水素輸送コンテナを活用した海上輸送等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・水素ステーションを核とするまちづくりと水素を活用した新たなビジネスづくりの促進 ・4大都市圏以外の先進的なモデルとなるサプライチェーン(インフラとなるパイプラインの整備、純水素型燃料電池の普及促進、水素の広域輸送など)の構築 ・全国の苛性ソーダ工場立地エリアで適用可能なモデルとして水平展開 ・「東京オリンピック・パラリンピック」を契機とする水素エネルギー社会の加速化を図ることが可能 ・コンビナート企業から発生する大量かつ高純度の副生水素を液化し、全国各地に輸送することによって、水素エネルギー社会の到来を加速化 	ガス事業法では大口ガス事業としての届け出が必要(企業間の水素ガス融通が困難)	ガス事業法第2条第7項、第37条の7の4、第37条の9、第38条、施行規則第4条	融通企業同士が水素エネルギー利用に係る契約を締結し責任を明確にすることで「密接な関係」とみなして届け出が不要な「特定供給」により企業間の水素ガス融通を可能にする。
					水素パイプライン敷設に対する技術基準がないため、敷設に当たっては、独自の水素漏えい防止対策等が必要	-	パイプライン設置のための早期の技術基準の制定
					「純水素ボイラー型貯湯ユニット」について現行の家庭用ガス温水機器に準じた日本工業規格がない	工業標準化法	現行の家庭用ガス温水機器に準じた日本工業規格の制定(家庭等への普及促進を図るためには、JIS認証による安全性の担保が必要)
					燃料電池フォークリフトの公道走行については、道路運送車両法(車両登録・車検)、自動車損害賠償保障法(自賠責保険)道路運送車両法(運転免許)により、現行法では一定の要件を満たすことが必要	道路運送車両法(車両登録・車検) 自動車損害賠償保障法(自賠責保険) 道路運送車両法(運転免許)	走行エリア・走行目的等を限定した許可や、仮プレートの交付等の規制緩和により燃料電池フォークリフト公道走行を可能にする。
					液化水素の海上輸送に係る基準がない	船舶安全法	液化水素の陸上輸送に準じた新たな基準の早期制定
					液化水素の陸上輸送を実施する場合の長大トンネル(5,000m以上)の通行規制	道路法第46条第3項	長大トンネルの通行規制の緩和